

## 成田市結婚新生活支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策の推進及び若者の定住促進を図るため、婚姻に伴う新生活に係る住居費及び引越費用の一部を、予算の範囲内において補助することについて、成田市補助金等交付規則（昭和43年5月20日規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻に伴い市内において新たに賃借した住宅（婚姻前3月以内に市内において新たに賃借した住宅を含むものとし、以下「新居」という。）に要した費用のうち、賃料、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。
- (3) 引越費用 新居に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (2) 所得証明書をもとに、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間の新婚世帯の所得を合算した額が400万円未満であること。ただし、次の場合にあっては、それぞれ定める計算方法により算出した額が400万円未満であること。  
ア 新婚世帯の双方又はいずれか一方が離職し、申請時において無職の場合 離職した者については、所得がないものとして算出  
イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合 所得証明書をもとに算出した新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出
- (3) 申請日において、夫婦の双方が本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が新居の所在地となっていること。
- (4) 申請日より2年以上継続して本市に居住する意思があること。
- (5) 新婚世帯の全員に市税の滞納がないこと。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

- (7) 過去に本補助金（本市以外の地方公共団体が補助する結婚新生活支援補助金又は類する補助金を含む。）の支給を受けたことがないこと。
- (8) 新婚世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (9) 内閣府及び本市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

2 第1項の住居費は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われた支出を対象とする。ただし、賃貸費用について勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、手当相当額を除くものとする。

3 第1項の引越費用は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われた支出を対象とする。

（交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年3月31日までに成田市結婚新生活支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は公簿等により確認することができるときは、第3号及び第4号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）
- (2) 世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの）
- (3) 世帯全員の所得証明書又は非課税証明書
- (4) 市税に滞納がないことを証する書類
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類 ※当該奨学金の貸与を受けている場合
- (6) 新居の賃貸借契約書の写し
- (7) 住宅手当支給証明書（別記第2号様式） ※住宅手当の支給を受けている場合のみ
- (8) 住居費を支払ったことを証する書類
- (9) 引越費用を支払ったことを証する書類
- (10) 誓約書（別記第3号様式）
- (11) 個人情報確認同意書（別記第4号様式）
- (12) 離職を証する書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をもって実績報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、成田市結婚新生活支援補助金交付決定・却下通知書（別記第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、成田市結婚新生活支援補助金交付請求書（別記第6号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、成田市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 前条の規定により、市長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、交付した補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。